

学習院大学研究データポリシー 解説・補足

本解説・補足は、「学習院大学研究データポリシー」(以下「本ポリシー」という。)の前文および1から5までの各項目に実効性を持たせるために、用語の意味等について解説・補足をするものである。

学習院大学(以下、「本学」という。)は、学習院学則総記および本学学則に基づき、精深な学術の理論と応用とを研究教授し、高潔な人格、確乎とした識見および健全で豊かな思想感情を有する、文化の創造発展と人類の福祉に貢献する人材を育成することを目的としている。

このため本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、学問研究の過程で得られる研究データの管理ならびに公開および利活用についての原則を以下のとおり定める。

(前文)

※ 本ポリシーは、学習院総記および本学学則の理念のもとに策定するものであることを示している。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータ等を指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの定義)

- ※ 研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱われるデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱われるデータには、「調査データ」、「観測データ」、「試験データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等が含まれる。
- ※ 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者等が、共同研究、施設利用、講演会等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。なお、学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。
- ※ 研究者とは、本学において研究活動に携わる者をいう。兼務系教職員および客員研究員ならびに学部・大学院において研究指導を受ける学生・研究生(以下「学生等」という。))も、研究活動に携わる者であれば、研究者に該当する。なお、研究活動を事務的に支援する者は、研究者に該当しない。

- ※ 学生等が本ポリシーの 2 および 3 にしたがって、研究データの管理等および公開等を行う際には、その範囲・可否等について、研究指導を行う教員の適切な指導を受けるものとする。
- ※ 研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究データの管理等)

2. 研究データの管理ならびに公開および利活用に供する方法は、それを収集または生成した研究者が、法令、本学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究データの管理等)

- ※ 研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができる。この場合において、当該決定は、法令および本学の規程(学習院大学研究倫理指針等)ならびに他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲内において行わなければならない、また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合(例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合)や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合(例えば、外国為替及び外国貿易法の輸出規制の対象となっている場合)には、それらを害してはならないという制約を受ける。
- ※ 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等の、研究活動の開始から終了後に至るまでのプロセスにおいて、適切に研究データを取り扱うことを指す。
- ※ 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。
- ※ 研究者が異動・退職等により、本学に在籍しなくなる場合には、その管理する研究データの取扱いについて、あらかじめ所属する学部等の関係者と協議のうえ、決定しなければならない。

(研究データの公開等)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(研究データの公開等)

- ※ 本ポリシーでは、前述の法令や本学の規程等の定め範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学問研究の発展と社会への還元を進めることを目指している。
- ※ 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学および研究者の信用を損なうことにもなる。研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。
- ※ 公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則」に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる)」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。 [DOI:10.18908/a.2019112601](https://doi.org/10.18908/a.2019112601)
- ※ 研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究データを公開する際には、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開の可否を適切に判断する必要がある。

(大学の役割)

4. 本学は、研究者による研究データの管理ならびに公開および利活用を支援するための環境整備を推進する。

(大学の役割)

- ※ 本学による具体的な支援として、以下のものが考えられる。
 - ・ 適切な研究データ管理に資する研究データ管理基盤の提供
 - ・ 機関リポジトリ(学習院大学学術成果リポジトリ)等の研究データ公開基盤の提供
 - ・ 本ポリシーに基づく研究データの管理および公開の推進のための啓発および支援
 - ・ 研究データの管理ならびに公開および利活用の際に留意すべき、法令、契約および本学が定める規程に関する情報提供
 - ・ 研究データに関連する知的財産の保護に関するアドバイスおよび共同研究契約における研究データの扱いに関するアドバイス等

(ポリシーの見直し)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

(ポリシーの見直し)

本ポリシーは、社会や学術環境の変化に適切に対応するために、必要に応じて見直しを行うものであることを示している。